

《生活サポート事業理念》

少しの支援で、

より「喜びのある」「充実した」「豊かな」生活を

⇒生活サポート事業を利用したことで、現在よりも少し
前進した生活につながる事を目的としています。

《生活サポート事業って??》

- ・現在の生活で困っていること、一人ではやりたくても
できない事等へ必要なお手伝いを致します。
- ・お手伝いすることで、できることが増えたり、楽しみ
が増えたり…と少しステップアップした自分なりの
生活を送れることを目標とします。
- ・具体的には家事援助、生活援助、同行等が挙げられま
すが、それ以外でもご本人と相談しながらどんなお手
伝いができるのか検討していきます。

《生活サポートでできないこと》

- ・医療行為
- ・介護行為
- ・法律に反すること 等

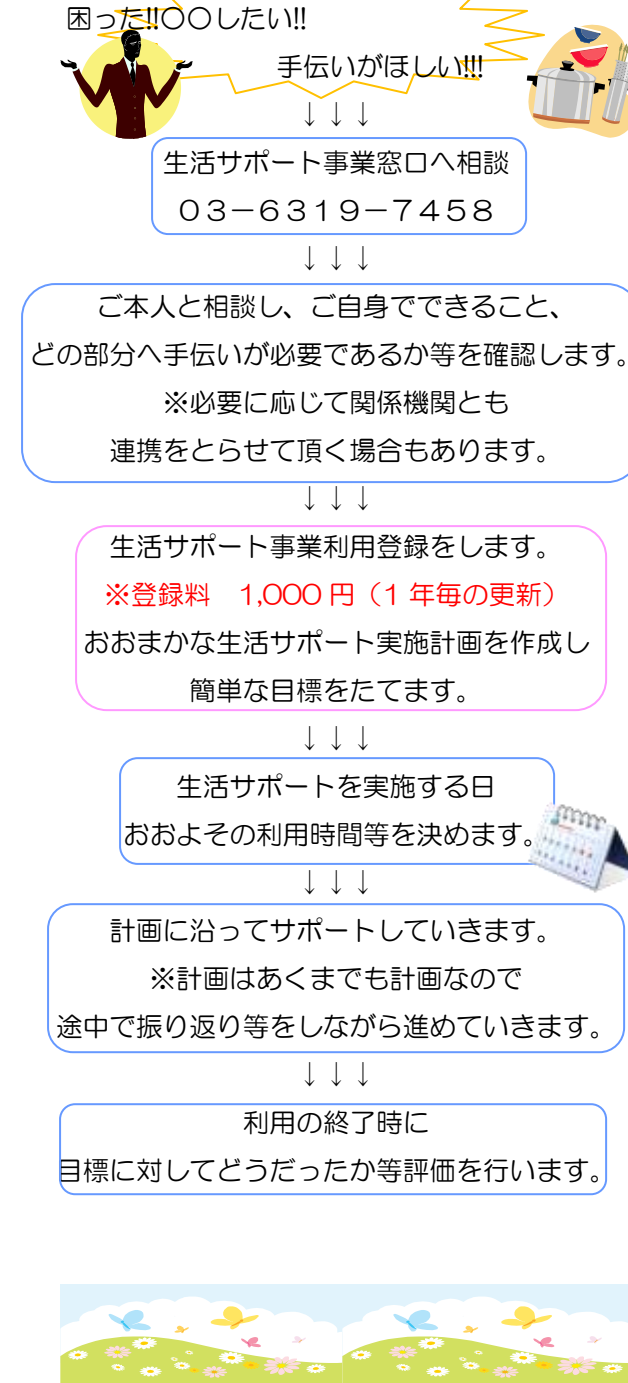


《対象者》

- ・大田区在住で主に精神障害をお持ちの方で、かつ介護
給付の受給が難しい方
- ・こんな方もご相談ください
- ①高次脳機能障害をお持ちの方
- ②手帳取得の難しい知的障害をお持ちの方
- ③引きこもりがちな方

※生活サポート事業を利用するにあたり、
手帳の有無は特に関係ありません。

《利用の流れ》



《利用時間・利用料について》

利用時間

- ・原則 10時～18時
- ・原則 1回 1時間程度
- ・1日の最大利用時間は3時間
(利用の内容によっては応相談)

利用料

- ・～30分 無料
 - ・～1時間 500円
 - ・1時間以上は30分毎 250円
- ※その他実費の発生する場合があります。
※利用料は1回の利用終了時のお支払となります。

キャンセルについて

- ・やむを得ずキャンセルされる場合は、前日までに
ご連絡ください。
- ※当日のキャンセルは、一律500円をお支払い頂
きます。

《ご利用を検討される方へ》

どんな些細なことでも構いませんので、まずはご連絡
ください。
生活サポート事業では支援が難しくても、他のサービ
スの利用につながることも検討できます。
現在の生活が少しでも自分らしい生活へつながるよ
うお手伝い致します。

